

平成29年4月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成29年4月5日（水）

2 場 所 南別館委員会室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後4時20分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、瀨田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、新地高城教育地域振興課長、教育総務課（黒木副課長、清水主幹）、学校教育課（横山主査）

6 会議録署名委員

中原委員、瀨田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、4月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、瀨田委員をお願いします。

9 議事

【教育長報告】

○小西委員長

それでは、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長

今日はまだ学校が始まっておりませんので、色々な報告がまだ上がってきておりませんが、1件だけ報告させていただきます。

ふるさと育成協議会というのが作られたのはご存じのことかと思うのですが、ふるさと育成協議会というのはどういう会議かといいますと、色々家庭の事情で進学ができない子どもたちを企業が受け入れて、高等学校へ通わせながら育てていくという仕組みでございまして、実は、ふるさと育成協議会の先代会長からの意向がございまして、そのことの件について報告をさせていただきます。

平成28年度の中学校卒業生、今年度3月ですけれども、泉ヶ丘高等学校普通科定時制に進学した山之口中学校の生徒2名を協議会会員として受け入れたということでございます。生徒の環境は、かなり困難であるということなのですが、受け入れる企業が2社ございまして、そこに一人ずつ就職をして、夜間の泉ヶ丘高校の定時制に通いながら、その企業に勤めるという形になります。会社のほうは、給与1号財形という形で貯蓄して、16歳になったら原付の免許を取得させ、それから18歳になったら自動車の免許を取得するための原資に充てたいと言っておられます。ということで、これからこういう仕組みで貧困格差の中で、受け入れていただいているという、大変ありがたいと思っているところでございます。

以上が、今年度そのような形で都城市もスタートしましたので、またこの仕組みが子どもたちの育成に大きな役割を果たしてほしいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまのふるさと育成協議会の内容について、お尋ねはよろしいでしょうか。

お尋ねします。

これは、大体毎年度2名というような。

○教育長

それはちょっとわかりません。

○委員長

該当する人が。

○教育長

そうですね。どういう形でというのはまだ私も詳しくは存じ上げないのですけれども、一応、同協議会が山之口中学校の担任の先生に説明をして、そして、保護者等に説明をして進めてくれたということがきっかけで、この2名が高校へ進学したということでございます。まだまだこういう制度そのものが完全にPRされているわけではないので、中学校側からの紹介ということが大きいかなと思います。

たまたま先代会長さんが山之口にある企業の社長さんなので、山之口中学校の担任からの説明ということでございました。

今、委員長がご質問になった2名なのか、3名なのかという人数については承っておりません。今年度は2名受け入れて、2つの会社が手を挙げたということです。

○委員長

ありがとうございました。

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

【報告第2号】

○委員長

○教育部長

それでは説明いたします。

報告第2号 臨時代理した事務の報告及び承認については、内容は定期人事異動についての報告でございます。

4月3日月曜日に辞令の交付が行われたとことでございます。

報告第2号の鏡、そしてその次の臨時代理書をおめくりいただきまして、A4横の横書きの表、平成29年度教育委員会人事異動の状況をご覧ください。表等が転入転出の内容ごと、また表側縦に課ごとに記載しております。表の一番下が合計の数字となっております。

まず、転入につきまして申し上げます。

昇任が7名、異動昇任が9名、異動が24名、新規採用が4名の合計44名でございます。昇任の7名が所属課でそのままの昇任ですので、その数字を除きますと、新しく教育委員会に転入した数は37名でございます。

次に、転出ですが、昇任が7名、異動昇任が5名、そして、異動が31名の合計43名ですが、同じように昇任の7名を除きますと、新しく教育委員会から転出した数は36名でございます。よって、差し引きプラスの1名でございますが、太書き太線で囲んだ職員定数の状況のとおり、昨年度106名から1名増えまして107名の職員体制になっているところでございます。

次のページをご覧ください。

A3版横型の平成29年度教員委員会人事異動詳細でございます。

表の上から左側の網掛けの転入等の欄で新しい転入者についてお伝えいたします。主な方のみをお伝えいたします。

まず、教育部長につきましては私田中芳也が福祉部長からの異動でございます。次に、教育総務課ですが、課長が前所属の環境森林部環境政策課副課長からの異動昇任で、江藤博之課長になります。副課長が、総合政策課からの異動昇任で、黒木有美子副課長になります。次に、学校教育課でございます。有馬裕二主幹は市民課からの異動となります。続いて、スポーツ振興課でございます。総務部危機管理課の副課長から異動昇任で田畑聖一課長になります。また、市民課からの異動昇任で、釘崎副課長となります。続いて、生涯学習課でございます。市民生活部納税課からの異動で桑畑広樹副課長、契約課からの異動で新保正輝主幹になります。

めくっていただきまして2面をご覧ください。

文化財課は前課長の退職によりまして、昇任で武田浩明課長になります。副課長も内部昇格で桑畑光博副課長になります。次に、学校給食課は、前図書館長の新甫隆課長が学校給食課長になっております。また、山之口、高城、山田、高崎の各学校給食センターの所長が変わりまして、それぞれ、田中耕所長、岩崎弥太郎所長、和田幸雄所長、富迫忠美所長になりました。続いて、図書館長でございます。図書館長は、昇任で森竜一課長に、副館長がスポーツ振興課からの異動で、新町昌二副館長になっております。次に、美術館は、庄内地区市民センターからの異動で、矢部喜多夫副館長となっております。

以上で、人事異動の内容についてのご説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

今の報告第2号についてお尋ねはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第2号を承認させていただきます。

【報告第26～28号】

○委員長

それでは、報告第26号、27号、28号を高城教育地域振興課長よりご説明をお願いいたします。

○高城教育地域振興課長

それでは、報告第26号でございます。臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

高城では、3つの幼稚園がございます。高城幼稚園、有水幼稚園、石山幼稚園でございます。この幼稚園には、園長と副園長という職がございますが、これを高城小、有水小、石山小の校長と教頭に任命をしている状況でございます。

続きまして、議案第27号でございます。都城市高城郷土資料館 子どもの日企画「北郷忠助公 鎧兜の着用体験」の開催要項の制定についてでございます。

毎年5月の連休に、3日間でございますが、資料館の中に展示してありますレプリカの鎧兜の着用を五歳児から小学3年生の子どもたちに無料で着用させているような状況でございます。このようなイベントとして執り行っているところでございます。

続きまして、報告第28号 市保育料の改定についてでございます。

先ほどの幼稚園の保育料についての改定でございます。

これは、都城市子ども・子育て支援法施行細則の中の改定から準用しているものでございます。要件につきましては、1号によってという形で取り扱っております。3歳から小学校3年生までの範囲内の子どもを対象としております。第1子につきましては全額、第2子につきましては半額、第3子につきましては無料の取り扱いをしているところでございます。

資料の中についておりますが、カラー版でついているのでしょうか、改正前と改正後の資料がございます。改定後のほうを見ていただきたいのですが、表の左側の表を適用しております。生活保護世帯、里親がゼロ円、順次金額が上がってはいるのですが、③の1、ひとり親、在宅障がい者世帯とこれが2,600円と書いて

ありますが、これは5,500円を改定したものでございます。その下段の11,000円でございますが、これは12,000円を減額改定したところでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

報告3点についてお尋ねがありましたらお願いいたします。

○濱田委員

28号についてお聞きしますが、新しい保育料の変更は期限付きとかそういうことではないのですね。

○高城教育地域振興課長

これは、期限というものではなくて、国の基準とか、そういうものの改定があれば、また見直しをされていくと思います。

○濱田委員

この年まで何年間ということではないのですね。

○高城教育地域振興課長

それはございません。

○委員長

お尋ねいたします。

この北郷忠助公の鎧を着用の所要時間の決定要綱というのは、一人の方が着用して、大体の時間が10分ぐらい、大体何人ぐらいご利用ですか。

○高城教育地域振興課長

平成28年度でございますが、期間中32名の方が着用されているようでございます。その前の平成27年度が、52名というようなことでございます。

○委員長

ありがとうございました。わかりました。

ほかにお尋ねは。

○教育長

これは入館をしないと着用はできないのですか。どのような仕組みなのですか。

○高城教育地域振興課長

はい、そうです。

○教育長

ということは、入館料がいるということですね。

○高城教育地域振興課長

入館料がいります。

○教育長

それは子どももいるのですか。親だけですか。

○高城教育地域振興課長

入館料のみいります。

○教育長

入館料は、子どもも必要ですか。大人だけなのですか。

というのは、なぜそういう質問をしたかという、前回3日間で20名とかいう人数であったので、少ないかなと感じたのです。だから子どもも大人も入館するのにお金がいれば、ちょっとという感じになるので、子どもだけ無料にするとか、こどもの日だから、という工夫があってもいいのではないかと思います。

○委員長

ここに、試着体験無料、入館料のみ有料と書いてあるのが、説明が付き添いの大人だけなのか、三歳から五歳から小学3年生までなのか、ここに明記されていたほうが誤解がないかという気がいたします。

○高城教育地域振興課長

もう一度確認したいと思います。条例の中では、一般は200円、そして、高校生は150円、小中学生は100円という取り扱いをされているようですが、この期間中の取り扱いについては、もう一回確認させていただきます。

○田中教育部長

減免規定で決裁とかで取り扱えるようになっていくわけですか。通常、原則でありますとか、事業であります減免、この日は祝日ですけれども、課長決裁等のできるのであれば、そのようにしてもらって、活用したほうが良いと思います。

○高城教育地域振興課長

わかりました。

○教育長

今、小西委員長が言われたように、表記をしていただくと、子どもは無料ですよとか。

○田中教育部長

かっこ書きが誤解を与えるかもしれません。

○委員長

小さい金額ですけれども、明記したほうが訴えやすいかなという気がいたします。

○高城教育地域振興課長

また、報告させていただきます。

○委員長

お尋ねはありませんか。

○赤松委員

報告第26号についてお尋ねさせていただきます。

これは規定でそうなっていると思いますが、例えば、校長先生、教頭先生、異動でお変わりになった方でも全員このように4月1日から3月31日まで、幼稚園長の兼務をかけるというそういうルールになっているのですか。

例えば、校長先生がその学校に行って、教頭先生がずっといらっしゃる間は一度かければ退任まではそれが認められるとか、そういうルールではないのですか。

○高城教育地域振興課長

任命期間を、今回もそうですが、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとしておりますので。

○赤松委員

そのように規定で決まっているわけですね。

○高城教育地域振興課長

そのように取り扱っております。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、ただいま報告いただきました26、27、28号を承認させていただきます。

【報告第21、22号】

○委員長

報告第21号、第22号を文化財課長よりご説明いただきます。

○文化財課長

文化財課の武田でございます。よろしくお願いいたします。

今回は2件の報告をいたします。1件目は、報告第21号の平成29年度企画展「本都城の歴史の世界」開催要項の制定についての報告です。

平成29年度歴史資料館の第1回目の企画展といたしまして、今月の28日金曜日から9月3日日曜日まで、「本都城の歴史の世界」と題しまして、都城歴史資料館企画展示室での展示を予定しております。今年3月21日に刊行しました、今お手元にお配りいたしました絵本「むかしむかしの都城」に掲載いたしました遺跡と出土品を用いて、都城の歴史をわかりやすく展示するほか、絵本の原画も展示いたしまして、絵本の作成過程について紹介するものです。この展示に関わる関連事業といたしまして、夏に体験学習「むかしむかしの暮らし体験」を予定しております。

以上のような内容の企画展のための開催要項を制定するものでございます。

2点目は、報告第22号「平成29年度春季体験学習「いざ春の陣～武将になって城跡探検～」体験の開催要項についての報告です。

今回3回目の開催となりますイベントで、市名の由来となりました都城跡を子どもたちに楽しく体験してもらい、郷土の歴史を知ってもらおうという企画のための開催要項を制定するものでございます。

以上、二件の報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

報告の21、22号についてお尋ねがありましたら。

○田中部長

絵本のごあいさつのところに教育長のイラストがある件ですが、本人の許可がないうちに。

○教育長

大変素晴らしい絵本だと思いますが、でき上がってきており、校正できない段階で目通しました。実は中の文章も、校正してほしいところがあったのですが、例えば、3ページの二行目のところは、人々は森や海のそばで村をつくり、暮らし始めましたというのがあるのですが、ところがこれは都城の話なのだから、私は、海ではなく森や川のそばでと、大淀川をイメージして川というふうにしたらどうですかと言ったら、これは校正できませんということでした。海と書いてあったから、都城は海まで行くには遠いなと思って、都城の話が書いてあるので、川として欲しかったのですね。

○赤松委員

かつては湖だったその周辺には人々の生活の場の遺跡は出ているのですか。

○文化財課長

都城では山之口小学校の建て替えのときに旧石器の後半か、縄文草創期の遺跡が出ておまして、新たに水の底ではなかったという、古い遺跡は今の標高170メートルぐらいが湖面になっていたらしい。その周辺から出ております。

○中原委員

報告の22号の件ですけれども、地図のご案内なのですが、少し昔のお城があった時代での地図でのご説明なので、少しわかりにくかったかなと。それともう一点が、確か、昨年度、熊本地震の時期だったと思うのですが、歴史資料館のあたりが傾いたのではないのですが、何かちょっと注意するような箇所があったように記録しておりますが、大丈夫だったでしょうか。

○文化財課長

まず、二点目の地震によって傾いた箇所というのが、補正予算をいただきまして、一応撤去をしました。今年度は修繕事業の中で、全く同じような形ではないのですが、復元というか、修復は考えておりません。

この地図につきましては、現代の地図も横に付けるとさらにわかりやすいと思いますので、以後、気をつけたいと思います。

○中原委員

イメージはわくのですけれども、細かなところが少し分かりづらかったと思ひまして。

一応当日も地図での説明というか、ここをこう攻めるのですよという場合でもこの地図を使っているのですか。

○文化財課長

昨年と同じような形で使ってはいたのですが、ご指摘のとおり、現代の地図があったほうがよりわかりやすいと思いますので、当日につきましては、そのようにしたいと思います。

○委員長

お尋ねいたします。

私もこちらに参加したことがなくて、イメージが湧かないのですが、募集対象と人数のところでは、22号の、これは2班に分けてあって、小学校1年から4年までが子どもだけで20名ずつ、そして3年生以上とその保護者が30名ずつという分け方というのは、例えば、1年生から4年生は子どもだけで、3年生以上と保護者がという分け方の意味がちょっと分からないのですが。

○文化財課長

1年生から4年生までというのは、歴史資料館の下にあります大手門のところを出発いたしまして、狭野神社があります西城と本丸に行くというコースでありまして、ここにつきましては、危険箇所等がないので1年生から4年生までにしております。2番の小学校3年生以上というのは、昨年度①は、一年から3年生までということをやっていたのですが、3年生と6年生の兄弟がいて、午前中に①をやって、お兄ちゃんを待っておかないといけないということで、一緒に行きたいという子どももおりまして、その場合、3年生ぐらいですとちょっと急な斜面もありますので、保護者の方に付いていただくということで、保護者の参加も考えております。

○委員長

わかりました。ありがとうございました。

豪雨以外の決行というのは、雨になっても大丈夫という開催になるのですね。

○文化財課長

経験上、少々の雨でしたら大丈夫ですので。

○委員長

私のお尋ねは以上です。

○濱田委員

地図の中の説明の、武將的箇所という、これの意味がよくわからなかったのです。

○文化財課長

これは、武將的(まど)です。

ここで、飛礮を投げて武將的を倒すということをやるところになります。

○濱田委員

ありがとうございます。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、お天気であることを。

ここの2件を承認させていただきます。

【報告第24、25号】

○委員長

報告の24、25号を、島津邸館長よりお願いいたします。

○都城島津邸館長

報告第24号 都城島津邸五月人形展開催要項の制定について説明申し上げます。

都城島津邸五月展内容ですが、市内外の方々から広く武者人形、五月人形の借用を今、募っているところでございますが、こちらを借用しまして、都城島津邸本宅に展示して、伝統的日本家屋であります都城島津邸本宅を同時に鑑賞していただきたいというのが目的で開催するものでございます。

開催予定日が、4月19日水曜日から5月28日日曜日までとなっているところでございます。本宅内で開催するにあたりまして、こちらについては、通常の観覧料、小学生以上100円をいただきまして、多くの人々たちに、島津邸本宅を見ていただくというねらいがありまして、平成23年度から毎年開催しております。

飾り付けにつきましては、国内在住の空間コーディネーターという方がいらっしやいまして、大園ミヨコさんという方でございますが、この方に演出して飾り付けをしていただくということでございます。

以上が報告第24号でございます。

続いて、報告第25号 「都城島津 de 端午2017」開催要項の制定について説明申し上げます。

ゴールデンウィーク中に、大人から子どもまで楽しめるイベントを開催して、都城島津邸に家族等で沢山来ていただきたいという願いを込めまして、そして、島津邸の魅力を市内外に伝えたいという願いを込めて、島津 de 端午2017を開催するものでございます。期間は1日だけとなっているところです。5月5日こどもの日、金曜日の10時から16時半程度を考えているところです。

場所は島津広場で、こちらは広場のみですので、使用料等無料になります。内容につきましては、生活文化課の協力を得まして、下長飯のじゃんかん馬、美術館の協力で絵本侍による読み聞かせを考えております。また、市のキャラクターでありますぼんちくん、そして、宮崎犬、曾於市のキャラクターでありますソーセージンを呼んでステージイベントを開催することにしております。

さらに、昨年からお呼びしておりますが、熊本城のおもてなし武将隊をお呼びしまして、演武等をしていただく予定にしているところです。この武将会の中に、島津家と関係のあります島津義弘氏の武者がいらっしやいますので、写真撮影とお茶会をしようと企画しているところです。人力車も参加していただき、無料体験等も行います。

これは、端午自体は5月5日ですが、そのほかにも、5月3日から5日まで子ども鎧の試着体験や茶道裏千家による呈茶、それから広場にて、ハンドメイドマーケットとフードマーケットを同時開催したいと、今考えているところでございます。

以上が説明になります。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねがありましたら。

お尋ねいたします。

寄託はまた期間中だけでお返しされるのですか。寄贈は島津邸に收藏されるのですか。

○都城島津邸館長

寄贈いただいているものは、うちのほうに保管してありますので、それは出すだけで、寄託されているものは、お返しします。

○委員長

期間中だけで。

○都城島津邸館長

期間中だけで、それは貸してくださる方の意向によって処理させていただいております。

○委員長

どれぐらい寄贈されているのですか。

○都城島津邸館長

今、30点ぐらいありまして、リサイクルプラザができて、そちらのほうにごみとしてまだ新しくても捨てられているものもございまして、そちらのほうもプラザの方で修理して、新品のようになったものを借りてきて展示もしております。

○委員長

わかりました。

○濱田委員

開催は、門がございませけれども、その中ということになりますか。

○都城島津邸館長

駐車場から入る門の中庭というか、広場がありますが、どちらの方ですか、島津 de 端午のほうですか。

○濱田委員

広場等イベントのほうです。25号のほうです。

○都城島津邸館長

こちらは、市が広場を使います。

○濱田委員

広さは大丈夫ですか。

○都城島津邸館長

広さはステージも含めて、エリアをとっておりますので、こちらのほうのハンドメイドマーケット等も余白を残しておりまして、皆さんが休憩できるスペースもとっております。

○中原委員

報告第24号ですが、これの準備はいつぐらいからされる予定ですか。

○都城島津邸館長

これは現在、募集は市の広報でかけておりまして、おおむね集まるのが4月のもうそろそろ集まる時期になっておりまして、ただ、貸していただく分は前日までに持ってきてくださいということなので、おおむね、来週ぐらいからは準備に入りまして、徐々にうちが持っている分も含めて、飾り付けに入ります。

○中原委員

空間コーディネーターの大園さんの件ですが、お兄様が…。

○都城島津邸館長

亡くなりまして、今日の新聞に載っておりました。

○中原委員

今夜がお通夜で、明日が葬儀でと考えると。

○都城島津邸館長

今のところは何もご連絡は来ておりませんので、この大園さんの娘さんにお手伝いをいただいておりますので、どちらかがしていただけるのではないかと考えております。

○委員長

ほかにございませんか。ありませんでしょうか。

それでは、報告の24号、25号を承認させていただきます。

【報告第23号】

○委員長

報告第23号を美術館長よりお願いいたします。

○美術館長

報告第23号 平成29年度都城市立美術館の行事予定についてでございます。

資料のほうよりカレンダーのほうが見やすいかと思っておりますので、カレンダーのほうを開いていただければと思います。昨年度の収蔵作品展、事業としては、常設展事業と言っておりますが、手持ちの作品をテーマを決めながら、展示をしておりますのは年に4回ということで、今現在、「まち 美術をめぐる、場所と人」という展示を現在開催中です。これが5月7日までで、都城出身の山田新一や山内多門、益田玉城等が場所にちなんで描いた作品、主に風景が等を今、展示しております。それが終わりましたから5月23日から7月7日まで、これは今までも何度か「プレーバック Part 3」というタイトルにしまして、各年代ごとのシリーズとして、毎年している展示になります。今年は、90年代から2000年代の作品を中心に展示をしようと思っております。

それが終わりましたら、7月19日から8月20日まで、これは夏休み期間中にかかりますので、夏休み企画ということで、アートの疑問ということで、これもシリーズで毎年行っているものです。今回はサブテーマとしまして、「ぼく・わたしの心のアンテナ」というところで、作家の心象に焦点を当てた展示を企画する予定にしております。

この夏休み期間中には、子ども向け、小中学生向けの展示を見ながらクイズを解くというようなワークシートを配布する予定にしております。それが終わりましたら、第61回の市美展が9月16日から10月1日まで、こちらはまだ詳細のほうは実行委員会の先生たちを招集いただいて、また、最後の詰めをしたいと思っております。

続きまして、今年度の年1回の特別企画展なのですが、今年度は「メッセージ2017 南九州の現在作家たち」という展示を、今、用意をしているところです。会期は10月21日から12月3日まで、こちらは南九州、宮崎・鹿児島・熊本等の出身の作家、拠点を置いている若手作家の現代作家の作品に焦点を当てた展示を準備しております。写真に入っているのは、メッセージという展覧会は、美術館開館後10年ごとに企画をしている展示で、前回は2007年に行っております。写真がついているのは今回の展示ではなくて前回の2007年の時の作品を展示しております。この中の左上角にあるプロジェクタがあって、子どもたちがシルエットになっているようなものがありますが、これは前回の時の作品で、今、こちらを「まち 美術をめぐる、場所と人」で1室展示をしております。前回の作品展で紹介した若手作家の中には、芸大や美大の教授や講師になられている方、海外で活躍されている方もいらっしゃいますので、またそういった方を発掘できる展示にしたいと思っております。

続きまして、年が明けてからなのですが、1月5日から2月25日の会期で、都城を代表する山内多門の弟子にあたる方なのですが、大野重幸さんの没後30年になりますので、大野重幸の作品に焦点をあてた「愛する自然」というタイトルで企画を準備しているところです。

3月の展示については、まだ、詳細は未定でございます。各展示の間は展示換えのために一時休館するカレンダーに丸が付いているところは作業と展示換え、館内整備等のために休館する期間となっております。

あと、右側の小さい字で、1週間くくりで書いてあるものは、市民や美術団体等に展示室4という二階の1室を発表の場として貸出をしております。こちらの貸し出しによる展示予定になっております。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第23号を承認させていただきます。

【報告第15、16号】

○委員長

報告第15、16号をスポーツ振興課長よりご説明お願いいたします。

○スポーツ振興課長

よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第15号 指定管理者制度導入施設における管理運営方針(案)についてご説明させていただきます。

本市においては、拠点施設等についてはスポーツ振興課等で管理委託を運営しておりますが、早水運動公園については、現在、株式会社文化コーポレーション、山之口運動公園についても株式会社文化コーポレーションを当課で、また、高崎運動公園の一部を星の郷産業株式会社の拠点3施設については当課で事務手続き等を行っております。また、高城運動公園については、高城地域振興課で所管してありまして、高城スポーツクラブ、山田運動公園についてはふえびこ山田で、山田産業振興課が所管してありまして、本年4月から高城運動公園も当課で管理をすることになっております。

報告いたします1点目の山之口運動公園ほか1施設の管理運営については、平成28年に体育館の全面改修が生じたため、完成後の管理運営更新、一年間指定期間の延長を行ってありましたが、今回、平成30年から34年までの5年間の管理を公募により行うものと思っております。

なお、管理運営については、利用料金制を採用いたします。

続いて、高崎運動公園施設ほか、1施設の管理運営更新でございます。現在、同敷地内にあります温泉やパークゴルフ場等を星の郷産業株式会社が管理運営しておりますが、平成30年4月から温泉管理第三セクター4社を経営統合するという予定から、体育施設についても一体的な管理体制を構築するために、非公募により指定管理者候補者として決定するという方向のものです。

なお、管理運営については、利用料金制を採用したいと考えております。

続きまして、地区体育施設でございます。23ヶ所の地区体育施設は、現在、14団体に管理運営を非公募によりお願いしております。管理運営方針としましては、地域に密着した団体で、市が進めるスポーツ振興策を共同で推進いただけるなど期待できるなど、地区のスポーツの拠点施設としての運営が必要となるため、お示している団体を指定管理者候補者として特定するものでございます。

なお、現在の施設ごとの管理候補者の運営状況についても、別紙一覧表のとおり検証を行いまして、適正な管理候補者としての確認を実施したところでございます。

今回、平成30年から32年度までの3年間の管理を非公募により行うものでございます。管理運営については、使用料金制を採用したいと考えております。施設につきましては、市民広場11ヶ所、体育館12ヶ所となっておりますが、別紙姫城公園運動広場の管理運営方針及び勤労青少年体育センターの管理運営方針の2施設を参考として付けておりますので、ご覧いただきたいと考えております。

続きまして、報告第16号 臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

これにつきましては、スポーツ推進委員の高崎地区の前任の委員の方が転居により住所要件がないということになりまして、残任期間について後任として木下章氏を委嘱したものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明させていただきました。

よろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございました。お尋ね、質問がありましたら。

○中原委員

報告第15号 高崎総合公園のところなのですが、ここだけ非公募により都城盆地地域振興株式会社を特定とするというのは、いわゆる三セクの経営統合する関係上ということですか。

○スポーツ振興課長

そうでございます。

温泉を管理する候補者が今後統合するというお話がありまして、一応、仮称ということで明示しておりますけれども、この会社を一体的な管理運営をするということで、非公募ということで特定をさせていただきたいと考えております。

○赤松委員

今の中原委員の質問に関連しまして、第15号でございますが、指定管理者制度というのは効率的であり、また、サービスもよくなるということによくわかります。ゆくゆくそうなるものだろうと思います。雇用の効率化というのはある意味、人を減らしていくことを伴うものですから、地元の方が今まで働いたのが働けなくなるということにつながるなどといったことはないのでしょうか。その点、どういうどのような状況なのでしょう。

○スポーツ振興課長

非公募につきましては、従来雇用されているところの運営体で雇用されていると思うので、特段変化はないと思うのですが、公募によりまして受託となった場合には、雇用はなくなる懸念がございますし、実際、変わって、次の会社に移行になった方もいらっしゃるし、退職された方もいるとお聞きしております。

ただ、それに関する影響というのはなかなか推し量れないところがございますので、当課においては現在把握ができていない状況でございます。

○赤松委員

もう一つ、運営に関する評価というのはどこかがされているのですか。

○スポーツ振興課長

資料の小さい字で2ページ両面あると思いますけれども、こちらのほうが平成27年度から29年度分の体育施設の指定管理者について、現在の管理運営状況を当課の担当で状況を確認させていただいて、特定することで確認作業をさせていただきまして、相手方が適正な団体かどうかというところは検証した部分を一覧表にしてお示ししている部分でございます。

○赤松委員

その担当の方がそれを評価されたということになるのですか。

○スポーツ振興課長

一応、モニタリング等についてはうちの方でやるのですが、プラスアルファとしてこちらのほうで、しっかり地域に根ざした形で活動を変化させていただいているかどうかという部分について確認作業をしているとお聞きしております。

○赤松委員

ありがとうございます。

○委員長

お尋ねですけれども、基本方針の中に、利用料金制を採用すると最後にうたっているのですが、これはそうでない場合というのはどういうことでしょうか。

○スポーツ振興課長

利用料金制というのは、いわゆる、使用料を運営の一部として充てて運営する部分と、後で出てくる使用料金制というのは、委託はするのですが、使用料等はすべて市費に入れていただくという形の2つの方式がございます。使用料金制を取っているというのは、基本的には採算性が非常に見込めないところとかについては、一定の管理料をおし払いして、料金は市に入れていただくと、条例に基づいた利用料金を。そういう形でございます。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

○赤松委員

第16号のスポーツ推進委員になられた木下さんはどういう点で選ばれるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

現在、再任の元高崎町出身の市の職員でいらっしゃる方で、長年、教育委員会の生涯学習の部門で担当されて、今回退職された方で、スポーツの面でも、色々な形で携わっていただいている方だということで、前任者の方が急遽転居されたという関係で、残任の一年間ということをお願いしたという経緯でございます。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第15号と16号を承認させていただきます。

【報告第17～20号】

○委員長

報告第17号、18号、19号、20号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第17号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明いたします。

これは、放課後子ども教室の指導をお願いしておりますコーディネーター教育活動推進委員、教育活動サポーターの委嘱について、臨時代理しましたのでご報告し、承認を求めるものでございます。

本年度は別紙のとおり、市内7ヶ所、8教室で、放課後子ども教室を開設するものでございます。なお、コーディネーター3名、教育活動推進員2名、教育活動サポーター14名の合計19名の方が委嘱したところでございます。このうち、コーディネーター1名、教育活動推進員1名が新任で、ほかの17名は再任となっております。任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

次に、報告第18号 平成29年度都城市子どもフェスティバル開催要項の制定についてご説明いたします。

子どもフェスティバルは、公募による子ども実行委員会が中心となって、自ら企画運営する子どもたちのための祭典で、毎年開催しております。今年度は10月15日第三日曜日の家庭の日に開催する予定でございます。市内の小学生を対象に、入場無料で参加でき、人気イベントは整理券を求めて行列ができるほどで、毎年多くの親子連れで賑わっております。

お手元に昨年度の資料がこちらでございますが、お配りしておりますのでご覧ください。昨年度は高専や商業高校、南九州大学の学生やおもちゃ病院等のご協力をいただき、延べ約3000人の来場者で大変好評を得ております。会場につきましては、今回も多くの部屋の確保や駐車場の利用のしやすさなど、効率的な利用が可能であるコミュニティセンターと中央公民館を予定しております。

また、子ども実行委員会につきましては、小学5、6年生を対象に学校に公募し、ジュニアリーダークラブたんぼぼのメンバーや大人実行委員会のサポートを受けながら、6月から複数回の行委員会を開催し、準備から製作活動、会場設営などに取り組んでまいります。

次に、報告第19号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明いたします。

これは別紙にありますとおり、社会教育指導員8名、青少年育成指導員1名の任命について、臨時代理いたしましたので、ご報告し、承認を求めるものでございます。本年度も社会教育指導員を生涯学習課に4名、各総合支所地域振興課に各1名の4名を配置するもので、生涯学習課の4名につきましては、皆さん4名とも継続となっております。また、各地域振興課につきましては、山之口、高城、山田の3名は継続、高崎1名は新規となっております。また、総合福祉会館内の勤労青少年ホームに配置する青少年育成指導員1名は、新規となっております。任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。

次に、報告第20号 平成29年度都城市よかよか学習ネットワーク事業費補助金交付要綱の制定につい

てご説明いたします。

よかよか学習ネットワーク事業とは、学習者とボランティア指導者を結びつけて、生涯学習の推進を図る事業で、行政が行うべき事業を民間事業に委ねて行う公共性の高い事業として、これを実施する団体に対し、補助金を交付しております。なお、予算につきましては、毎年度予算査定の対象になっていることから、単年度補助金としての要項となっております。

平成29年度も特定非営利活動法人きらりネット都城を実施団体として補助金を行う予定でございます。補助金の対象となる経費は、よかよか学習ネットワーク事業の指導者となる講師への謝礼金で、補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

お尋ねがありましたら。

○赤松委員

報告18号の子どもフェスティバルの件で確認させていただきます。

子どもたち、小学校5、6年生を実行委員としての実行委員会の件なのですが、場所はどちらで、いつ開催予定ですか。平日なのか、土日なのか、教えてください。

○生涯学習課長

子ども実行委員会に関しましては、中央公民館の第5研修室で、土曜日に実施しております。実際のフェスティバルは日曜日でございますので、1回リハーサルをしたりとかいうときには、日曜日になったりすることもございます。

○赤松委員

実行委員に小学生として参加する人は、限られているのですか。

○生涯学習課長

公募を各小学校にお配りするのですけれども、祝吉小学校とか、昨年は山田のほうとか、木之川内とか、意識の高いお子様とか、学校の先生がやってみないかとか、保護者の方も自分の子どもを積極的にさせたいということがあって、ちょっと偏ってはしまいますけれども。

○赤松委員

場所的には分散していますか。

○生涯学習課長

そうでございます。

○委員長

大体何人ぐらいで構成されているのですか。

○生涯学習課長

去年は子ども実行委員会は22名でございました。大人実行委員会が12名、それから、南九州ボランティアの方が46名で、80名をスタッフとしました。

○委員長

すみません、前にもお聞きしたかもしれないのですが、ジュニアリーダークラブたんぼぼの内容をもう一度、教えていただけますか。

○生涯学習課長

小学校、中学校の方をジュニアリーダーとして養成をしまして、その方たちが一定のカリキュラムをキャンプなどもするのでございますけれども、そういうものの中から、そういう方の中から、自分でたんぼぼジュニアリーダークラブへ入りたいという方がいらっしゃって、各子供育成課に自分のノウハウを教えるということでございます。

○委員長

大体何名ぐらいなのですか。

○生涯学習課長

今はちょっと少なくなっていますけれども、数字はもってきていないのですけれども、去年が10何名いらっしやったのですけれども、今回入る方は若干部活動の関係でまだ確定はしておりませんが、

○委員長

わかりました。よろしいでしょうか。

○赤松委員

第17号、これの説明で、以前、お聞きしているのかもしれませんが、教えていただきたいのですが、別紙というが18号の前にあるのですが、ここに最初のほうに出ていますが、教室コーディネーターと子ども教室の教育活動推進員とサポーターと3つのお仕事があるということですが、この違いについてお聞かせください。

○生涯学習課長

コーディネーターとは、中心となる存在でございます、重要な役割を担います。特に、教育活動サポーターや地区公民館との打ち合わせやスタッフ会議を積極的に行い、スタッフ間の連携を十分を図っている方でございます。教育活動推進員につきましては、西岳地区放課後子ども教室に配置しております。学校の教育活動の支援や放課後等における学校支援、体験、交流活動等のプログラムを中心に実施いたします。それから、教育活動サポーターにつきましては、子どもたちが安全で安心して活動に参加できるように見守るということでございます。

○赤松委員

わかりました。

そうしましたら、子ども教育活動推進員は、西岳だけにおられるということになるのですか。

○生涯学習課長

西岳は、放課後に月曜日から金曜日までやっております、夏休みに実施しております、そういう立場の方が必要だということで、西岳地区に配置しております。

○赤松委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員長

お尋ねはありませんか。

それでは、ご質問がないようですので、報告第17号、18号、19号、20号を承認させていただきます。

【報告第1号、30号】

○委員長

次に、報告第1号と30号を教育総務課長よりご説明いただきまして、その後、休憩をとりたいと思います。

○教育総務課長

それでは、教育総務課の報告、議案の説明を行います。

まず、報告第1号 こちらが専決処分した事務について、平成28年度都城市教育委員会名義後援について説明いたします。

1ページの一覧表をご覧くださいませでしょうか。

こちらが平成29年2月7日から平成29年3月24日までに名義後援をいただきました28件の分で

す。ちなみに平成20年のすべての名義後援の総数が153件でした。平成27年度の名義後援は169件となっております。平成28年度の内訳といたしましては、スポーツ関係が30件、学校教育関係が24件、生涯学習関係が11件、美術館、文化財課関係が8件、総合支所関係が14件、その他として教育総務課で受け入れたものが66件となっております。

以上で、報告第1号は終わります。

続きまして、報告第30号をお願いいたします。

こちらのほうは、都城市学校分収林積立基金補助金交付要綱の一部の改正についてをご説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、こちらの要項は平成18年からございました。まず、分収林積立基金は学校が市有地を借りて、学校及び地域が協力して造林し、その後、伐採、売却した益金の8割程度が学校に還元されるというものです。市内におきましても、現在、分収林を管理している学校が27校、そのうち分収林基金を所有している学校が9校となっております。基金の運用は学校ごとに組織されている分収林委員会において現在管理されています。さらには、基金がこの補助金交付要綱にありますように、児童・生徒の健全育成のための活動に対する支援を図るため、教育委員会と協議を行い、活用していただいております。

なお、御池小学校が休校するにあたりまして、この分収林委員会を地元住民で組織することが決定いたしましたので、今回、こちらの告示にありますように、PTAからPTA等という形で、等は地域住民という形を含ませまして、改正をした経緯がございます。

昨年度の協議の結果、要綱に沿って、御池小のほうでは、地域住民が組織する分収林委員会に運営をお願いすることとしました。そのための所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

お尋ねがありましたら。

○教育長

第1号で、各27の松永さんのは、私が疑問を投げかけてあったはずなのだけど、その返事が全然ないままに許可が下りています。

○教育総務課長

ワークショップ、まちづくりに活かす方言ですね。

○教育長

これは、この方が科研費を取ってやっている事業なのです。その報告会みたいなものを、自分の研究の発表会みたいな感じの形のワークショップをやっています。個人のことをするのに、教育委員会が名義後援を今までしたことがありますかという質問を、貼り付けてあったはずなのですが、その答えが返ってきていないです。

○文化財課長

担当課が文化財課になっておりまして、先ほどの実務室に帰っておりますので、また大至急連絡をとって、電話等で確認した上で、報告を。

○教育長

でも終わっているから、別に。そういうことはきちんと。

○文化財課長

文化的な方言との位置づけをしっかりとしたと思うのですが、報告を申し上げたいと思います。

○教育長

これではないかもしれないけれども、私が書いたので、答えが返ってきていないものだと思うのです。

○委員長

この件に関しては、もう一度後で、ご確認いただきたいと思います。

ほかには。

○中原委員

名義後援につきましては報告案件で上がってくる性質のものなのですが、教育長からありました129番等の承認日と決裁日が1日しか変わらない、こういう期間の…。来年ですね。すみません。失礼いたしました。

○教育長

前、1ヶ月前でないといけませんよということを中原先生も言われたと思うのだけど、結構近いのがあります。

○委員長

当然、受けてもらえるだろうというような気持で期間が狭いものもあるでしょうけれども、名義後援の重さというか、そういうことを考えますと、期日を空けていただいて、これに間に合うような形にさせていただくのが理想かと思います。

○教育総務課長

慎重に取り扱います。承認日と申請との間にちょっと時間をとって見たほうがいいですね。

○教育長

そういうことですね。

○委員長

すみません、お尋ねなのですが、担当の課は、一応承認されたものについては、担当の方が参加されるのですか、その行事に。先ほど教育長もおっしゃったのですが、されるのですか。

○教育総務課長

されるとは限らないと思います。

○委員長

一応内容について共通の認識といますか、条件といますか、そのようなものを洗い出す必要があるのではないかなと思いますけれども、そこまでする必要はないですか。今までの例についても、今後、どういうものがあるかということも考えて、この際。

○教育総務課長

平成28年度の153件の一覧表みたいなものも洗い出して。

○委員長

例として。質問された時に、今まで2、3回しか質問されたことがないので、そんなに頻度は高くないのですけれども、どうしてされているかというのに答える基準みたいなものを自分たちは持っていないかなという気がします。

○教育長

一応、基準は作ってあります。それを結局、見直してくれとその時お願いしたのだけれども、結局、難しく、見直していないのです。もう一度、規約の検討をしてもらう必要があるかもしれませんね。

○委員長

規約自体を見たことがないので。だから一度、規約をできたら、もう一度理解したほうがいいのではないかなと思います。全員で。

○教育総務課長

金曜日に部会がありますので、まずは、先ほどの申請日から承認日をあけて、担当課へのリサーチや委員長へのレク等、報告はいたします。

○教育部長

先ほどの127番のまちづくりに活かす方言について、文化財課に副課長が連絡をとりまして、その内容をお伝えします。

○教育総務課副課長

実際、文化財課課長も参加をして、どういったものか見てきましたということで、市民の方は大体全体で30名弱のご参加があったということで、そのうちに高校生も7、8名参加をされていまして、若い高校生と年配者の方がグループに分かれて、グループトークをして、方言をどうまちづくりに活かしていくかとか、昔はこういう言葉を使っていたのだよとか、今の若い子はこういう言葉を使っていますというような、意見交換をしながら、方言を活かして、使ってどのようにまちづくりをやっていくなど、話し合いをして、それぞれグループから発表しましたということでした。

今後の継続についてはまだ未定なのだけれども、主催者の方は若い人と年配者の方との交流の場を作っていきたいということを言われていたということでした。報告会という形ではなくて、文化財課長も参加しましたけれども、本当に純粋なワークショップでありましたということです。

以上です。

○教育部長

教育長に報告が遅れて申し訳なかったです。

○教育長

名義後援するのはいかがかと正直いって思っていたのです。もともと科研費による個人研究なので、通常は、名義後援を利用してやるべきものではないわけです。自分の研究としてやればいいのですけれども、それを名義後援するという理由は何なのか、人を集めるというためなのか。それを利用してはまずいと思ったので、やる内容の問題ではなくて、名義後援のあり方の質問だったのですが、多分、文化財課にその意思が伝わっていないかもしれません。これから色々名義後援する時に判断の基準みたいなものを何か作っておかないと、よくあるのは、結局、名義後援をもらえば、学校に案内していいということがあり、従って、それで人を集めようという手段にされてしまうということがあります。

南九州大学とか、高専とかのやられることは、市との包括協定があるので、それ程問題はないと思います。今回の場合は、個人研究であり、名義後援にはなじまないと思いました。

別に悪い内容とは言っていないけれども、そういうのを認めるなら、これからも認めないといけなくなるので、そこだけなのです。

○教育部長

ちょっと基準を含めて、整理させていただき、委員の皆様にご連絡いたします。

○委員長

報告第1号についてはよろしいですか。

次、30号についてはよろしいですか。

それでは、報告第1号と30号を承認させていただきます。

【報告第3～14号、議案第1号】

○委員長

報告の第3号から14号までと、報告第29号、議案第1号を学校教育課長よりご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

まず、報告第3号でございます。学校歯科医の委嘱についてでございます。

これにつきましては、2枚お開けいただいて、別紙をお開きください。

学校歯科医でございますが、嶽崎ヒデオ先生、嶽崎歯科医の先生ですが、ご辞退いたしまして、新しく川越カオル先生、吉尾歯科にいらっしゃいます。理由は、学校歯科医の委嘱について、委嘱期間内に上記の歯科医師の交代について、歯科医師会からの連絡があったことでございます。

報告第4号でございます。都城市教育相談員の委嘱についてでございます。

これも2枚お開きいただきまして、名簿をお開きいただきたいと思います。

青少年育成センター所長に村橋シゲル先生、中学校の校長先生でございました。以下、教育相談員をご紹介いたします。

谷口ハヤオ先生でございます。小学校の先生でございました。チオモリカナ相談員でございます。社会福祉主事でございます。それから、山下ミエコ先生でございます。小学校の校長先生でございました。ニシキダケンイチロウ相談員でございますが、警察OBでございます。二年目でございます。新しく高野ヒサミ、元小松原中学校校長、石川サチヒロ、元梅北小学校校長が就任しました。

続けてまいります。報告第5号 平成29年度学校事務効率化に係る共同実施主任並びにサブリーダーの発令についてでございます。

一枚開いていただきまして、代議書でございますけれども、平成29年度学校事務効率化に関する共同実施主任並びにサブリーダーの発令につきましては、都城市が発令をすることになっております。

表のほうをご覧ください。3番のところにあります。1から5番目まで、それぞれ5地区ございます。5地区にそれぞれの学校にいらっしゃる方を共同実施主任という形になります。また、6番目から18番目、その下にそれぞれ必要なサブリーダーを置いているところでございます。前のほうは割愛させていただきます。

それでは、報告第6号でございます。都城市小中学校共同実施支援室の指定についてでございます。

都城市はこの共同実施が円滑に進みますように、支援室というものを作っております。一枚お開きになりまして、支援室の指定については、指定校、姫城中学校の中に作るということになりました。姫城中学校の事務室に昨年度まで共同支援室は同居していたのですが、今年度から二階に別に部屋を設けまして、共同実施支援室に名前を変えて、部屋を一つ作っております。

報告第7号にまいります。都城市小中学校共同実施事務支援室長並びに副室長の指定についてでございます。

これにつきましては、臨時代理書をご覧ください。

まず、指定者でございます。三番目でございます。共同実施支援室長は、姫城中学校のトヤマオサム先生です。トヤマ先生におかれましては、本年4月1日付で同中事務主幹の昇任をされております。このことにより、トヤマ先生は都城市全体を統括する主幹という位置づけになりました。そこで、支援室長という立場で、都城市の事務に関わっていただきたいと思っております。

なお、副室長は妻ヶ丘中学校の山下トシヒト先生でございます。お二人とも就任されて二年目になります。

さらに事務関係で、報告第8号でございます。平成29年度事務主任の発令についてでございます。

これにつきましては、2枚めくっていただきますと、そこに別紙という形で先生方のお名前があるわけでございます。この方々に事務主任と発令をさせていただいているところでございます。

では続きまして、報告第9号でございます。都城市立小中学校におけるフッ化物洗口事業についての案でございます。平成29年度から実施予定の都城市立小中学校におけるフッ化物洗口事業についてご報告いたします。

では案を読ませていただきます。

都城市立学校におけるフッ化物洗口事業について

- 1 目的 児童・生徒の歯が乳歯から永久歯に生えかわる時期並びに永久歯が生えそろう時期、(親知らずは除く)に小中学校で集団でフッ化物洗口を実施することにより、むし歯予防に努める。
- 2 実施主体 都城市とする。
- 3 学校での位置づけ 本市においては、小中学校でフッ化物洗口を集団で実施することについては、学校における保健管理の一環として位置づける。しかしながら、校長が一部の教職員に対して、職務命令等で実施させることが適切でなく、協力態勢を整えて実施することとする。校内での実施体制を確立するために必

要とされる専門家による説明等は、必要に応じて市教育委員会が調整し、歯科医師会、薬剤師会等（以下、関係機関という）の協力を得て実施するものとする。

4 実施場所 市立の全小中学校とする。なお、市教育委員会が指定したモデル校から順次導入を検討する。

5 実施方法 保護者が希望する児童・生徒は、集団で継続的にフッ化物洗口を週1回行う。洗口液の作成については、学校の状況を踏まえ、関係機関内で協議する。特に、第3項の趣旨から逸脱することがないよう、校内での協力態勢確立のために、関係機関は十分協力する。

(1) 教職員説明会の実施 市教育委員会は、フッ化物洗口事業の実施にあたって、教職員の理解を得るため、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、教職員説明会を開催する。

(2) 保護者説明会の開催 市教育委員会は、フッ化物洗口について、保護者の理解を得るための説明会を開催する。なお、開催にあたっては、多数の参加を得るように努めるとともに、理解しやすい資料を配布したり、質疑応答の時間を確保したりするなど配慮する。また、校長は、説明会で保護者の理解が得られた後、各保護者に対して、フッ化物洗口を希望するか否かを確認する。当該校で実施する基準は、学校の保護者の3分の2以上が希望した時とする。

(3) 学校は、本事業の実施にあたり、転入学する児童・生徒とその保護者に対して、(2)に対応する内容の説明をするなど、本事業が円滑に進められるよう努める。

(4) フッ化物洗口を希望しないと申し出のあった児童・生徒に対しては、生徒指導の観点や当該児童・生徒の発達の段階に応じた配慮を行う。

(6) 事業の開始日 事業は実施方法、(1)から(3)が終了し次第、速やかに行う。

(7) 事業の評価 市教育委員会は、学校から報告される児童・生徒の定期健康診断の結果等から、事業の評価を行う。

(8) 事業の継続 学校は、事故等何らかの問題が発生した時の場合には、速やかに市教育委員会へ報告する。市教育委員会は、学校からの報告に対して、関係機関の専門的な意見を聞きながら対応する。なお、実施の状況、他地域の事業を含めた事業評価等については、検証、研究し、事業の継続を含め、検討する。

(9) 事業の経費 事業に係る経費は原則として市の負担とする。

(10) その他 校長及び関係職員は、事業の実施にあたっては、フッ化物洗口ガイドライン（これは平成15年に厚生労働省が出したものです）やむし歯予防におけるフッ化物応用Q&A（これは昨年度、平成28年9月に都城市歯科医師会が作ったものでございます）等を熟読した上、実施するものとする。

※本事業を学校における保健管理の一環として位置づける根拠でございます。

これは、学校における集団の場で行うフッ化物洗口については、1985年の第102回国会において、当時の中曽根康弘首相が以下のように答弁しております。

学校におけるフッ化物水溶液における洗口は、学校保健法第2条（これは現在の学校保健安全法の第5条にあたります）に規定する学校保健安全計画に位置づけられ、学校における保健管理の一環として実施されるものである。また、職務命令につきましては、学校におけるフッ化物水溶液による洗口は、学校側における保健管理の一環として実施されるものであるが、その性格にかんがみ、これを実施しようとする市町村教育委員会は、職務命令という手段で行うことが適当ではなく、事前に校長等の教職員はもとより、児童・生徒の保護者や学校歯科医、学校薬剤師等にも十分説明し、その理解を得て、協力体制を確立した上で、実施することが望ましいと考える。

さらに、フッ化物洗口について、学校行事や教科と同じ学校教育であるかとの質問には、フッ化物水溶液の洗口は、学校における保健管理の一環として実施されるものであるという答弁から、このようにしております。

ただ案でございますので、ご意見をいただきたいと思っております。

では続きまして、報告第10号 平成29年度都城市小中一貫学力向上指定研究事業の要領の制定につきましてご説明いたします。

1枚めくっていただきます。都城市小中一貫学力向上指定研究事業の要項でございます。

1 目的 本市の喫緊の課題である学力の向上を図るために、都城学校教育ビジョンの一つ、優れた知性の研究を重点的に実施する。特に、中学校区の小中学校の全教職員が学力の実態を分析し、中学校3年生時に、生徒が巣立つ姿を共有した上で、義務教育9年間を見通した主体的な授業改善及び学力向上研究を推進する。

2 指定研究学校の指定 5中学校区の小中学校を学校や地域の実態等を考慮し、市教育委員会が指定する。

3 指定期間 指定期間は、平成29年度の1年間とする。

4 研究主題、副題及び研究内容の設定 自校の学力の実態及び全教職員で境遇した目指す姿を踏まえながら、小中学校9年間を見通した授業改善及び学力向上に関する研究主題、副題及び研究内容を設定する。

5 研究推進上の重点事項

(1) 研究指定の中中学校区には、コアティーチャー（以下、コアティー）を1名選定する。コアティーは中学校区内の学力向上担当者と連携して、中学校区の授業改善及び学力向上を推進する。

(2) 教育委員会は、コアティーを東京都三鷹市へ派遣し、視察研修で得た内容を本研究に還元する。

(3) 指定研究学校は、中学校区の合同研究会を年2回、1学期は実践事項確認等、2学期は授業研究会を実施します。また、コアティー及び各学校区の学力向上担当者は、研究推進のための協議会を年5回実施する。

(4) 教育委員会は、授業改善及び学力向上に関する消耗品、児童・生徒用のコピー用紙、教材作成の用紙、印刷インク等を学校規模に応じて支給する。これは現物支給でございます。

(5) 研究計画及び研究組織の編成にあたっては、学校の規模及び重点等を考慮し、効率的な研究が進められるよう工夫する。

6 研究実践内容及び成果の報告。(1) 研究実践内容及び成果の報告は、年度末の学力向上担当者会で行うことを原則とする。(2) 研究実践内容及び成果の報告は、研究内容及び方法、組織並びに児童・生徒の変容等について、その成果と課題を明らかにする。(3) 研究紀要等の作成は求めない。

続きまして、今申しあげました小中一貫学力指定研究校の指定についてでございます。指定校区を読み上げたいと思います。

3を見てください。

沖水中学校区、沖水中学校、沖水小学校、祝吉中学校区、祝吉中学校、祝吉小学校、川東小学校、高城中学校区、高城中学校、高城小学校、石山小学校、山之口中学校区、山之口中学校、山之口小学校、麓小学校、高崎中学校区、高崎中学校、笛水小中学校、高崎麓小学校、江平小学校、縄瀬小学校。

下の別紙のとおりというところは、資料が付いておりませんので、すみません。ここはとっていただきたいと思います。

報告第12号でございます。平成29年30年度都城学校教育ビジョン指定研究学校の指定についてでございます。

指定は、今までの指定校とは違いまして、2年間あります。平成29年4月1日から平成31年3月31日まででございます。指定する学校は、都城市立有水小学校でございます。これもこの裏に、指定書が付いていたのですが、これも取りましてので、別紙のとおりはとっていただきたいと思います。

報告第13号にまいります。小規模特任校制度を利用した入学についてでございます。

一枚開いていただきますと、子どもたちの名前が出てくると思います。

(個人情報を含むため、省略)

以上です。

報告第14号でございます。都城市中学校教員支援事業についてでございます。

これも実施要項ができてまいりましたので、報告させていただきます。実施要項を読ませていただきます。

1 趣旨 この要項は、教員が生徒と個別に対応する時間を確保すること等により、学力向上を図るため、中学校に支援員を配置する。中学校教員支援事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 配置基準及び人数 (1) 支援員は学級数が12学級以上の中学校に1名ずつ配置する。

3 業務内容 (1) 支援員は校長の指導のもと、次に上げるような業務に従事する。ただし、上げる事業をすべて行うのではなく、学校から必要に応じて依頼された業務を業務時間内のできる範囲で行うこととする。①生徒への課題や通信等の印刷及び仕分け作業。②授業で使用する道具やICT機器類の準備及び後片付け作業。③校内の各種掲示板における作品等の掲示や取りまとめ作業。④学校ホームページの記事更新作業。※ホームページの更新については、写真加工等を中心とした業務を行い、最終的な更新は校長の責任のもと行うようにすること。⑤小テストや課題の丸つけ作業。丸つけ作業については、生徒の理解度の把握及び教員の評価の観点から、必ず教員と連携して行うこととする。

4 身分及び配置期間 支援員は教育委員会のパート職員として任用し、原則として次に上げる期間について配置するものとする。(1) 前期 4月12日水曜日から9月29日金曜日まで。ただし、夏季休業中は除く。(2) 後期 10月4日水曜日から3月23日金曜日まで。ただし、冬季休業中は除く。ただし、平成29年度については、前期4月11日から始める学校があるということでございます。

5 勤務時間等 (1) 支援員は原則として週1回、1日4時間勤務とする。(2) 支援員は学校の休業日には勤務をすることを要しない。(3) 支援員は勤務日数は、年間84日以内とする。

6 賃金等 賃金の額は勤務時間1時間あたり750円とする。(2) 通勤手当及び費用弁償は支給しない。

7 服務等 (1) 支援員は職務の遂行にあたってはこれに専念しなければならない。(2) 支援員は職務の遂行にあたっては、法令及び要綱の定めに従い、かつ校長の命令に従わなければならない。(3) 支援員はその職の信用を傷つけ、また、職員全体の不名誉となる行為をしてはならない。(4) 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その後、退いた後も同様とする。

8 その他 (1) 校長はこの要項に定めのない事項、また疑義のある事項については、その都度、教育委員会と協議するものとする。(2) 学校は、支援員が業務時間内で処理可能な業務量になるように調整すること。業務を時間外にさせたり、持ち帰らせたりすることはできない。(3) 教育委員会は、支援員が適切に業務に当たっているか、また、学校が適正に運用しているか、定期的に確認及び指導・助言をする。

続きまして、報告第29号でございます。

都城市学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。

改定理由につきましては、表書きの下の方に書いてあります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改定に伴い、文部科学省が示している学校運営協議会規則の例の改定案が出され、その改定を受けて、本市の規則についても改定を行う。

では、どのような改定だったかをお示しします。

新旧の改定前、改定後とある表をご覧くださいと思います。新旧対照表でございます。

まず、改定前でございますが、大きな変わりとして、第3条をご覧ください。指定学校とか、指定校とかいう言葉が使われておりました。これをすべて対象学校にするということでございます。

これはなぜかといいますと、わざわざ指定しなくても日本全国この制度を適用しますという意味だそうです。

一枚開けていただきまして、大きく変わったところで、指導及び助言というところがございます。このところで、新に下線部が引いてあるところが、新しく挿入された部分であります。ここを読ませていただきます。

協議会の運営が適正を欠くことによって、対象学校の運営に現支障が生じ、または生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための処置を講じるものとする。これが、旧では、指定の取り消しという項目になっていたわけです。つまり、指定を取り消しますよと言っているのですけれども、それはしない。すべての学校が学校運営協議会の制度に乗っかってもらうためには、指導という形では

正をしていくということでございます。

最後でございますが、議案第1号でよろしいでしょうか。

平成29年度都城市就学援助の支給限度額についてでございます。これについては、一枚お開きになっていただきまして、内容の確認をお願いいたします。

今回の限度額の変更につきましては、学校給食費のみでございます。小学校222円となっておりますが、これは平成28年度は224円ございました。これが減額されたことによって変えるということでございます。

ただし、ここで補足をさせていただきますが、新入学児童・生徒学用品費等につきましては、議会でもこれは色々とお話があったと思います。現行では20,470円が小学校で、中学校は23,550円が支給されているわけでございます。ですが、国が1月30日に文部科学省を通じて、小学校が40,600円、中学校が47,400円という数値を上げてまいりました。これだけの数値が上がってまいりますと、対応するためには、補正を組んだりとか、また新たに予算を取り直さないとならないという大きな変動でございます。要するにこれにつきましては、今、財政と協議をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

報告第1号で、小中一貫校の中の高城が有水小学校が書いていないのは、後の教育ビジョン指定研究校であるためなのですか。沖水中学校区が沖水中学校と沖水小学校、祝吉が祝吉中と祝吉小、川東小、高城中学校区が高城中学校と高城小学校と、石山小学校と、このときに有水小学校はないのかなと思ったのですが、後の指定研究校のために入っていないという理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○委員長

わかりました。

「東京都の三鷹市へ派遣し」というのは、三鷹市には何かあるのですか。

○学校教育課長

これはまず、小中一貫で学力向上が図られているところというのを文部科学省に打診をかけました。そうしたら、いの一番にこの三鷹が上がってきました。

○委員長

モデルという感じですね。

○学校教育課長

小中一貫の取り組みを始めて10年目がある非常に実績がある地域だということです。

○赤松委員

小中一貫指定学力向上指定校の取り組みについて、ご説明をいただいて、非常に時宜を得たものだと思います。趣旨からすると9年間を見通して、協力態勢を作ってやっていくというそういうやり方の中で、指定研究の期間が1年間で切れるというのが、ちょっと理解できないなと思うところです。この1年がずっと何年か継続されていくのでしょうか。その辺のところは1点と、2点目は、コアティーチャーの在籍校についてです。これを読む限り、中学校区にということですから、小でも中でも構わないし、どこに配置されるのだろうかと考えたところです。その説明をお願いします。

○学校教育課長

まず、9ヶ年という長いスパンでものを考えているのに1年短期にしてしまっていることなのですが、これは予算をとる際に、一応3年間ですべての学校区を全部通すことができるのですけれども、そうする際に、これが本当に効果があるのかどうかを見極めないといけないと言われております。つまり、これによって学

校が活性化し、そして、もちろん最終的には成績が上がりというようなことがあれば、こちらとしてもまだ再度お願いをするという形になると思います。ですが、なかなか予算としては難しゅうございまして、単年度予算であればOK、ところが複数年度の予算というのはまずあり得ないとおっしゃりましたので、一応、これで進んでいるところであります。

2つ目でございます。コアティーチャーについてでございますが、小学校、中学校の中からお一人つくります。ですから、どちらがなってもいいとなりますが、それ以外の人達は、各学校に学力向上担当者は必ず据えますので、みんな終結すると、すべての学校の状況がすべてわかるということになります。

○赤松委員

それともう1点。先ほど委員長がご質問になった高城中学校区、有水小学校、有水中学校は別にあるので、私は有水小、有水中は別の取り組みをしているからというそういう理解を私はしていたのですが。

○学校教育課長

おっしゃるとおりで、今回、中学校が指定を受けています。小学校が指定を受けておりますので、もうここは別格という形でこちらのほうに専念していただいております。そういうようなことでございます。

○赤松委員

そういう理解でいいですね。

○委員長

私も今、おっしゃってよく理解できました。

○教育長

そのときに、予算の使い方はどうなるのですか。

○学校教育課長

有水小中学校は、これまでのビジョン指定の予算を使います。

○教育長

要するに、予算は別にあるという考えでよいわけですね。

○学校教育課長

そうです。

○教育長

となると、先ほど赤松先生がおっしゃった1年間ですべての中学校区を3年間で回すわけですね。

○学校教育課長

その構想はできております。

○教育長

だから1年だけれども、これはこの学校は予算をつけるのが1年であって、引き続き研究はしてもらおうということになるわけですね。

○学校教育課長

そのとおりです。

○田中教育部長

私も財政課に長くいたものですから、予算の単年度の中で、予算が1年遅れれば、債務負担行為というのを議会で議決しないといけないわけなのですけれども、それが予算の裏付けがない場合はそういう行為をしないといけないのですが、通常、長期の契約でありますとか、そういったものはそのようにしているのですが、指定をするという行為は予算外の義務負担行為の議決までいかないということで、要綱上は単年度にさせていただいて、その裏では成果を見ながら3年間なり、2年間お願いしたいという形でさせていただくというのは暗黙の了解がある中で、議決まではする形がとれないので、要綱上あくまでも1年間になっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○赤松委員

新しくやり始めることで、このことをきっかけにして市の大きな課題である学力向上へ向けて、大きなものを作っていこうとするのであれば、指定期間を1年にすることについて疑問を感じたからお尋ねしたところでした。

それでは、フッ化洗口の事業についてお尋ねしますけれども、3番の学校での事項の中で、校長が職員に対して職務命令等で実施の等は何を指すのですか。

○学校教育課長

職務命令かもしくは、多分、イメージにあるのは養護教諭とか、そういうものを担う方々に対して、あなたの業務ですよということで、任せてしまうということがないようにということでございます。

○赤松委員

職務命令は、例えば、養護教諭にあなたの仕事ですよと言ってしまったらそれは職務命令ですよ。だから、職務命令等の等は一切何を指しているのだらうと思ってお尋ねしたところです。協力態勢を整えてやっていくということとはよくわかるのですが、この等の意味が、例えば、その下の段落の専門家による説明等とは、あるいは薬剤師会等とかいう等と意味が違い、この等はきちり何を意味しているのだということが明確になっていたほうがいいと思うので、お尋ねしたところです。これ以外になければ外していいのかと私は思いますので、お尋ねします。それが1点と、洗口液の作成について、関係機関内で協議するというこの関係機関は、どことどこどこが入っていますか。

○学校教育課長

では、最初の等でございますが、委員のおっしゃるとおりだと思います。ここは職務命令で実施されると訂正をかけたいと思います。

2番目の関係機関等でございますが、学校の状況を踏まえてということでございますので、もちろん、学校も含めますが、薬剤師会、歯科医師会、そして、保健所とかそういうところが入ってくると思っています。

○教育長

3番のところに書いてあります。学校の一定の位置づけのところに、関係機関というのが、歯科医師会、薬剤師会等のところに、保健所が入ると考えればいいのですね。

○赤松委員

わかりました。

○委員長

同じページでお尋ねいたします。

まずこれは、4番、実施場所です。モデル校から順次導入するというので、まだ一斉というわけではなくて、モデル校を指定して、そしてまた次のページに、保護者の3分の2以上が希望した場合に実施するとありますが、そうしますと、モデル校を指定する時に、またそこで保護者の3分の2ということを図られるわけなのですか。

○学校教育課長

まず、実施方法の中にある1、2のことをやっていただいて、つまり、モデル校になりました。教職員の説明会をやりまして、そして、保護者の説明会になって、モデル校としてやるのですけれども、3分の2賛同を得なかった場合は、そこはモデル校になりません。モデル校ではありますけれども、そこは実施しないということになります。

○委員長

とりあえず3分の2以上というのが最初のクリアと考えてよろしいですね。順序として。そして、3分の2以上の賛成があって、モデル校ができて。

○学校教育課長

逆です。モデル校が先に指定をしまして。

○委員長

そして、3分の2以上の賛同がなければ、モデル校であっても…

わかりました。その順序が。

そうすると、3分の2以上が賛成された学校が一応モデル校になる、ならないにかかわらず実施されますよね。反対された3分の1の児童は受けないということなのですね。実施されても。

○学校教育課長

フッ化物洗口をしないということになります。

○委員長

それをうまく配慮する。その扱いを配慮するということですね。

その後の事業の経費なのですが、原則として市の負担とするというのは、原則以外ということもあるわけなのですか。

○学校教育課横山

実施の際に洗口液を入れるコップなのですがすけれども、紙コップを使われる学校もあれば、歯磨き用に家庭から持参しているプラスチックのコップを使う学校も中にはあるかということもありまして、家庭から持参しているコップ代は保護者の実費ですが、それ以外のすべては市の負担ということで、念のため原則という言葉を入れました。

○委員長

わかりました。

○中原委員

今、委員長からもご質問があったことですがすけれども、モデル校の選出の仕方というのは、むし歯が多い学校からとか。

○学校教育課長

これにつきましては、歯科医師会と色々協議をしているところでございます。昨夜も歯科医師会と協議をしたのですが、歯科医師会の言うのは継続が一番の問題であるということです。つまり、幼稚園、保育園、こども園でやっているにもかかわらず、小学校に上がってきたら何もしないというところが非常にもったいないという言い方をされています。継続して何ぼのものだというような意味合いでされますので、まずはやっているところの多い地域、保育園、こども園、そこをあたっていくたいと思いますけれども、あとは、地域の事情、学校の事情、歯科医が少ないとか、地域もあらかたばらけていたほうが最初からモデル校にするにはいいとよなということを考えております。

○中原委員

実施方法の(4)希望しない児童・生徒への配慮というのがちょっとわかりづらいのですが、どういうことなのでしょう。生徒指導の観点から…。

○学校教育課長

まず、生徒指導の観点についてですが。

○学校教育課横山主査

生徒指導の観点については、主に中学校で実施した場合、生徒指導の対象になるような生徒が多い学校については、特に配慮をして、結局、フッ素洗口している生徒は着座してぶくぶくうがいをしている時間なのですがすけれども、それ以外の生徒が自由にしていると、色々生徒指導の問題等が多いような学校については、そういう配慮を特に必要とする部分もございまして、そのような配慮をしております。

○学校教育課長

それもありますし、差別化とか、いじめの原因にならないようにするというのも大きな意味合いがござい

ます。
それから、当該児童・生徒の発達の段階というのでございますが、これにつきましては、小学校の低学年で行う場合、ばくも私もといつて、何でできないのみたいなことになってしまうので、水でやる。そういう

ことがわかってきたところでは、その子たちには読書をさせるとかいう、発達段階に応じた方策が必要だろうということでございます。

○委員長

大体どのくらいの時間を要するものなのですか。準備からうがいが終わるまで。

○学校教育課横山主査

15分程度と聞いております。全員がぶくぶくうがいを30秒間して、自分が持っているコップに吐き出して、それを学校によってはティッシュに含ませてもえるごみで出すという方法をとったりもしているのですけれども、すべてそれが終了するまでが15分程度となります。配布からです。

○教育長

多い学級でも大丈夫なの。

○学校教育課長

担任が一つのボトルを持ってきますので、今聞くボトルは、一人分が2プッシュということ。並んでそれを持って行って、自分のいすに座って、ぶくぶくうがいをして回収しますと言って、回収するというのが大体15分ぐらいになります。40人クラスで。

○教育長

流すわけにはいかないのです、フッ素だから。フッ素は劇薬だから、下水とかに流すわけにはいかないのです、結局全部回収しなければいけない。

○委員長

その回収されたものはどこに持っていかれるのですか。

○学校教育課長

焼却炉で燃やします。

○委員長

紙に含ませたりして、焼却。

○学校教育課長

ティッシュを一枚とらせて、口を拭いた後に、その中に出すという形です。

○学校教育課横山主査

訂正をします。ぶくぶくうがいは1分間です。

○学校教育課長

多分、最初は1分間はできないと思います。私も何回かやってみたのですが、1分間ぶくぶくうがいをするというのは、非常に大変です。ですからまた条件によってやっていきたいと思います。

○委員長

まったく今まで現場を想像したことがなかったので、想像しますけれども、全然リアリティーがないというか、今日、よくわかりました。

○赤松委員

15分かかるといふことであれば、昼食終了後、例えば、昼食の時間とその15分というもののセッティングが非常に難しくなってくると現実には思っているのですが。

これまでの歯磨きの時間としてとっている時間よりもかなり時間的にも長く感じるのですけれども、そうなった時の周知点とか、1日の時間のとり方とかのしわ寄せとかは出ないのでしょうか。

○学校教育課長

宮崎市の実例をお聞きしました。実際に教頭先生に来ていただき、その中では、朝洗口をするというのが大体主流だそうです。洗口した後に流したりとか、歯磨きしてしまうと逆に効果が薄れてしまうのだそうです。ですので、前の日に稀釈液を先生方で、校長室で宮崎市は作っているようですが、それを作りまして、保管をしてかぎをしまして、次の日の朝、各担任がそれをとっていき、各学級に行き、今日はフッ素の時

間ですとって朝やるそうです。

○赤松委員

食後とかではないのですね。

わかりました。

それとあと1点、結局、報告事項になるのですが、OKになれば案が取れてしまうわけですね。そうであれば、どこかが実施要項になるのでしょうか。どこかにいつからスタートするみたいなそういう期日が何も入らなくていいのでしょうか。

○学校教育課長

おっしゃるとおりだと思います。お答えいたします。

実は、これにつきましては、予算はまったく今、していないところでございます。そういう中で進んでおります。来年度実施するには、9月の補正予算をかけないとならない。その時に、初めて議員の目に触れるものでございますので、それまでは、議員の目に触れたらいけないかなと思います。これはもう触れたら大変なことになるので、これが9月の議案で補正が通りましたら、実際にこれを進めるという形になります。ですので、その時期は9月の末以降になると思っているところでございます。その9月の末以降に、先ほど実施方法の(1)から(3)までをやりまして、これは歯科医師会も説明から手伝うと言っているところなのですが、そういうような急激な形ですけれども、そういう進め方ですので、まだちょっと時期を入れられない状況です。

○赤松委員

今のところ、あくまでも部外として、現段階ではこのように定めていますというご報告と私どもは受けとめればいわけですね。結局、これが実際動いていくようになるためには、タイミングとか、そういったものについてはお知らせがあるという理解でよろしいですか。

○教育長

希釈液の作り方とか、具体的に詰めなければいけない部分が結構あって、それをどのように作るのか、晩作るのかという問題もあるので、実施まではちょっと時間がかかるかなと。一応ここで、教育委員会の了解を得て、こういう形でやりますよということをここで了解されて、そして、モデル校をこれから選定していくという形になります。ちょっと悩ましい案件で…。

○教育部長

3月部会で承認になったものですから、今、公立保育所と法人立保育所等でもやっていたでいて、社民党の議員さんから色々あったことはあったのですが、その段階で学校についてもということもほかの議員も聞かれたことになっています。今、教育委員会のほうは、補正になるのではないかなというようなことは後で聞いたのですが、その段階では全く私が担当するとは思っておりませんので。

○赤松委員

子どもが家庭で持ってきたものを口にするとか、そういうのとは性格が違うので、子どもの口に含ませて、希望者であっても、学校で実施することについては、慎重に行うべきだと思います。きめ細かく、準備、検証して、今後の仕事が進んでいくことを期待しています。

○委員長

9号についてはよろしく願いいたします。

○濱田委員

そもそもここに出てきた段階では効果があるという判断がなされているのだらうと思いますが、その効果をどう評価されているのか。あるいは、どれぐらいのむし歯防止率というデータをお持ちでしょうか。

○学校教育課長

データのほとんどが歯科医師会から出ているデータなのですが、県内で申しますと、どの市町村もむし歯というのは段々下がってきています。これまでの学校の努力もありますし、家庭の協力もありまして、昔は

朝磨いていたのが、夜磨くようになったとか。食後必ず磨かせるとかいうようなことで、むし歯は減ってきております。

ただ、宮崎市が今やって丸4年経っているのですが、急激に減っているのかということそうではありません。やはり、減ってはいますけれども、急激ではない。ただ、日南市、串間市がやり始めているのですが、ここは結構減ってきているのです。それが意識の変革か、それがフッ化物洗口のお陰かということころは、それはまだ定かではないということころです。

○濱田委員

アメリカとは結構しているのですか。

○学校教育課長

アメリカは水道に含まれていたりしています。

○教育長

正確ではないですが、アメリカでも問題になっている地域では、やめてしまっていると聞いています。これはなかなか難しいところで、対象群を設定してやっている実験データがあまりないので、現象として減っていると言っているけど、今、課長が答えたように、それは意識が高くなって、歯磨きをするようになったせいで減っているのか、本当にフッ化物洗口で減っているのかはわからないといわれています。

○濱田委員

毒性があると言われましたけれども、そういう被害例の報告はないのでしょうか。

○学校教育課長

近隣のところでは、宮崎市で4年間やっていて被害の例は1件もないという状況です。ただ、誤飲をしたというのは何件かあったみたいです。その時にはカルシウムを摂ると中和されるそうです。それが宮崎市はきちんと各学校に置いてあるということが報告されております。

○教育長

今やって、何かすぐあらわれてくるわけではないのですが、微量のものをどんどん蓄えていくことによって逆に公害などと同じですけれども、それが蓄積されていくことによって、将来的に何か病気を発症する可能性はあるわけです。それは年取ってみないとわからないというか、結局、何とも言えないのです。毒物であることは間違いないです。

○学校教育課横山主査

毒物ではなく、劇薬です。毒薬ではなくて劇薬指定です。

○教育長

失礼しました、訂正します。でも、劇薬というのは、人間にとってすごく大変なことですね。

○学校教育課横山主査

濃度が高すぎると影響があると。

○教育長

本来的に色々な問題がからんでいることは確かなのです。厚生労働省はいいと言っているのだけれども、エイズの問題もそうでしたし、子宮頸癌の情報もそうだったしで、結局、後遺症が出てきているわけです。だから、今出ていないから大丈夫ということはありません。よほど慎重にやらないと、検証しながら、何か起きたらやめるといぐらいの覚悟でやらないと、子どもたちですので、そこは我々としては慎重に、そこはいつでもやめられるとしておかないとまずいと思います。

○委員長

個人の方が希望する意思表示がうまく、いい状態でできることが大事ではないかと思います。皆さんに流されてというのではなく、よく理解してもらおうと。今、教育長がおっしゃったように、話されるかどうかわかりませんが、納得というか、それしかないのかなという気がします。

○教育長

この方法は最終的に親に責任を持たせるということですか。何か教育委員会が言い逃れをしているような気がして、結局、手を挙げた人がやりますと言っているわけですから、最終的には親の責任になるのだけでも、それを実施した教育委員会に責任は全くないかというところ難しいところです。ともかく事故のないように慎重にやらないといけないと思います。

○委員長

例えば、3分の2を切るとできないわけですが、途中で何かの情報を得られたりして保護者の意識が変わって、その場合は途中から生徒さんがやめることも。

○学校教育課長

もちろんそれは希望なので、そうしたいと思いますし、この希望は毎年とります。毎年にとって更新していかなければならないと思います。

○濱田委員

勧めようという形でも言っていますが、そもそもは厚生労働省がやったほうがいいですよということが言っているからということなのか。

○学校教育課長

そうですね。

もう一つは、都城市の子どもたちのむし歯の状況が、決してよくない状況であるということも一つあります。

○教育長

これは歯科医師の中でも反対の人はいらっしゃるのだけれども、歯科医師会としては、推薦している。やれと言ってもらっているので、なかなか反対しにくい状況にはあるわけです。しかし、民主主義は少数意見も大事にしながら考えていくことが必要です。

○委員長

保護者の方の意見を十分に検討していただくという。

洗口についてはよろしいでしょうか。

言葉とか、また、検討して。

ほかはないでしょうか。

○中原委員

報告の14号の意見なのですが、支援員という方々というのは、前にも説明していただいたのですが、公募されて、こちらから指名、募集要項とか、対象者といいますか。

○学校教育課長

一応募集要項は作りまして募集はかけたのですが、なかなか集まりにくい状況でございますが、南九大の生徒さんが全員手を挙げていただきました。状況としては、1校に一人ずつと書いてありますけれども、時間割の関係で水曜日と金曜日になります。水曜日に入れるのが、前期では3年生しか入れないそうです。3年生はそこでやります。金曜日の午前中は4年生が入れるそうです。ところが後期は、両方とも4年生が空くのだそうです。そこで、水曜日の午前中と金曜日の午前中、前期は2人が3年生と4年生が入りますけれども、後期は4年生が入りますけれども、同じ子が入っていくという形で進めます。将来、教師を目指している人達です。

○中原委員

その募集要項の中でももちろんあると思うのですが、情報漏えいなど。

○学校教育課長

ちょうどこの時間、研修をしております。

○赤松委員

これは特に教員免許状を持っていないとかではなく、そういう資格については何も触れてい

ませんね。教職を志す学生ももちろん教員免許状や資格を持っている状況ではありませんから、これはよろしいと思います。これで仮に何かやっている最中に、生徒が怪我をすとか、あるいは本人が怪我をすとか、携わる者が事故を起こした状況は発生しないとは思いますが、そういうことが起ったときに、そういうことに対する配慮とか、それはどうなっているのですか。

○学校教育課長

それは、市の職員として雇いますので、これにつきましては、同等のパート職員と同等のケアをしていきたいということになります。

○赤松委員

特にそういうことについては、実施要項の中には触れていませんが、どこに記述してあるのですか。

○学校教育課長

市の規定がありまして、もともとパート職員とは、費用弁償等、通勤手当がないものですから、この人たちだけつけるというわけにはいかないのです。

○赤松委員

学生等が往復する際に起こした事故は、対象外ということですね。自分で責任を持って対応するということですね。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告第3号から14号まで、9号については検討をお願いいたしまして、承認いたします。それと報告第20号を承認させていただきまして、議案第1号を決定させていただきます。

10 その他

(1) 行事報告・予定等

① 5月定例教育委員会開催予定

平成29年5月10日(水) 13:30～
南別館4階研修室

② 6月定例教育委員会開催予定

平成29年5月31日(水) 13:30～
南別館3階委員会室

以上で、4月の定例教育委員会を終了いたします。